

**新しい介護予防・日常生活支援総合事業 現行相当・A類型サービス  
平成29年12月21日開催説明会に関するQ&A**

	質問	回答
①	<p>現行の訪問介護相当のサービス提供責任者の資格要件に「3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者」とあります。この者がサービス提供責任者になると「訪問介護」と同様「サービス提供責任者体制減算」となると理解してよいですか。</p>	<p>現行の訪問介護相当、訪問型サービスAともに、説明会にてお示した基準に記載がない細かな事項については、原則として「介護予防訪問介護」の取り扱いに準じて考えます。</p> <p>そのため、ご質問の例においては、「サービス提供責任者体制減算」となります。</p>
②	<p>①で減算となる場合は、「現行の訪問介護相当」に該当するサービスのみ減算となるのか、それとも「訪問介護」と「訪問型サービスA」も全てを含めて減算となるのか。</p>	<p>原則として、「訪問介護」「現行の訪問介護相当」「訪問型サービスA」は別々のサービスとして次のとおり考えられます。</p> <p>「訪問介護」は介護予防・日常生活支援総合事業の基準にて規定するものではありませんが、「訪問介護」の基準に基づき「サービス提供責任者体制減算」があると考えます。</p> <p>「現行の訪問介護相当」については、①の質問・回答のとおり減算となります。</p> <p>「訪問型サービスA」については、平成30年度以降は現行の訪問介護相当の訪問介護員と同等の者が従事することを想定しているため、「サービス提供責任者体制減算」の算定はありません。(説明会の配布資料において、この旨を追記させていただきました。)</p>
③	<p>「訪問型サービスA(指定型)」の「訪問型サービスA責任者」の必要数は「利用者数に応じて適当数配置」とありますが、必要数は事業所判断で良いのか、ある程度の基準を設けるのか、いかがですか。</p>	<p>必要数については、各事業所にてサービス提供に支障がないことを前提に適当な人数を事業所にて判断していただくことを想定しています。そのため、現時点で、人数の基準を設ける予定はありません。</p>
④	<p>平成30年度より「訪問型サービスAヘルパー」という名称を使用することについて、「訪問介護員=ホームヘルパー」としての認知度も高く、無資格者と有資格者が同じような名称で呼ばれることは問題があると考えます。有資格者の今</p>	<p>訪問型サービスA(指定型)について、サービスに従事する者の名称をわかりやすくするために、平成30年度からは「訪問型サービスAヘルパー」という名称にて運用することを予定していました。</p> <p>ご指摘いただいたように「ヘルパー」という名称を付けることにより無資格者が有資格者であると混同され</p>

	<p>までの経験値や資格取得者としての誇りが傷つけられます。同じような業務を行うため、利用者にも混乱を招きます。</p>	<p>ることも懸念されますので、「訪問型サービスA援助者」という名称にて運用することといたします。(説明会の配布資料については、訂正させていただきました。)</p>
<p>⑤</p>	<p>訪問型サービスについて、勤務形態は訪問型サービスAも現行の訪問介護相当も一緒に記載して構わない旨の説明を受けたことがあります。説明会において、現行の訪問介護相当の訪問介護員が訪問型サービスAに従事した場合はその時間を現行の訪問介護相当の勤務時間に入れないとのことでしたが、訪問型サービスAのみの勤務形態一覧表の書類を作成する必要はありますか。</p>	<p>従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表は、市のホームページに参考様式として掲示しています。記載の方法としては、1枚の様式に両サービスをわかるように記載いただくことも、2枚の様式に分けてそれぞれのサービスごとに記載いただくことも認めています。</p> <p>ただし、1枚の様式に両サービスの勤務者を記載する場合、現行の訪問介護相当の訪問介護員が訪問型サービスAの従事をした勤務時間を現行の訪問介護相当の常勤換算数の計算に参入することはできません。</p>

以上